

# よくある質問コーナー

～盛土等規制法 21 条の届出について～

| 質問   | 回答  |
|--|---|
| <p>宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事については、令和 7 年 3 月 31 日までに当該工事が完了していれば届出は不要ですが、工事が完了した日はどのように判断しますか。</p> | <p>工事が完了した日とは、実際に工事の現場において計画のとおり<br/>に工事が完了した日のことをいい、各法令の工事の完了に係る届出<br/>又は完了検査申請等の届出日又は申請日等のことではなく、当該届<br/>出又は申請に係る書類に記載する工事完了日が該当します。</p> <p>① 都市計画法の開発許可を受けている工事の場合<br/>「<b>工事完了届出書（別記様式第四）</b>」に記載する<b>工事完了年月日</b></p> <p>② 建築基準法の工作物確認を受けた工事の場合<br/>「<b>完了検査申請書（十九号様式）</b>」に記載する<b>工事完了年月日</b></p>  |
| <p>代表地点の緯度経度は、どうや<br/>って調べることができますか。</p>   | <p>緯度・経度を調べる際には、現地での計測のほか、国土地理院が<br/>公表している地理院地図等で当該箇所の緯度・経度を確認する等の<br/>方法があります。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地理院地図：<a href="https://maps.gsi.go.jp">https://maps.gsi.go.jp</a></li><li>・地理院地図での確認方法：<br/><a href="https://maps.gsi.go.jp/help/intro/kinolist/2-jusho.html">https://maps.gsi.go.jp/help/intro/kinolist/2-jusho.html</a></li></ul> |